

## 手数料の見直し（案）

事務の名称	武器等製造関係事務
-------	-----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。  
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
猟銃等製造許可手数料		件	85,000	<u>93,800</u>	8,800
猟銃等販売許可手数料		件	73,000	<u>81,100</u>	8,100
種類変更許可手数料	猟銃等製造事業者	件	36,000	<u>42,100</u>	6,100
	猟銃等販売事業者	件	25,000	<u>29,800</u>	4,800
工場又は事業場移転許可手数料	猟銃等製造事業者	件	78,000	<u>86,500</u>	8,500
	猟銃等販売事業者	件	61,000	<u>68,000</u>	7,000